

大口町告示第30号

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

町は、助成対象者の居宅における改修等の経費のうち10万円を対象額の上限とし、10分の9を助成し、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）第4条第1項第9号から11号に定める者は、対象額の10分の8を上限とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。